

2022年11月4日

各 位

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
(コード番号:8316 東証プライム)
株式会社三井住友銀行

金融庁による報告徴求命令に基づく報告書提出について

本年10月7日、SMBC日興証券株式会社(代表取締役社長(CEO):近藤 雄一郎、以下「SMBC日興」)の役職員が株式会社三井住友銀行(頭取CEO:高島 誠、以下「三井住友銀行」)から非公開情報を受領した行為(以下「本事案」)について、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(執行役社長グループCEO:太田 純、以下「SMFG」)及び三井住友銀行は、夫々、金融商品取引法第56条の2第2項及び銀行法第52条の31第1項、銀行法第24条第1項に基づく報告書の提出を金融庁より求められました。

斯様な事態に至ったことにつきまして、お取引をいただいているお客さまをはじめ関係者の方々にご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

本日、SMFG及び三井住友銀行は報告徴求命令に基づく報告書を金融庁に提出致しました。

SMFG及び三井住友銀行といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、引き続き全社をあげて改善・再発防止に取り組み、お客さまをはじめ関係者の方々からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

報告徴求命令を踏まえた再発防止に向けた取組について

銀証ファイアーウォール規制違反事案の原因として、銀証連携ビジネスに関する不十分なリスク認識や、顧客情報管理ルール等の態勢整備不足、牽制・モニタリング機能の発揮不足、及び法令遵守意識・規律意識の徹底に課題があったことを真摯に受け止め、以下の通り(1)経営管理態勢の強化、(2)顧客情報管理態勢の強化、(3)顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成について改善対応策を策定いたしました。

I.三井住友銀行に対する金融庁による報告徴求命令を踏まえた再発防止に向けた取組

(1) 経営管理態勢の強化

①規律意識の徹底

- ・ 本年度より、社外取締役との Integrity (プロフェッショナルとして高い倫理観を持ち誠実に行動する) についてのディスカッションの実施等、役職員の規律意識の徹底について、強化を進めておりますが、研修機会や内容の拡充により、規律意識の徹底を図ります。

②経営のPDCA(Plan Do Check Act)

- ・ 本事案を受けて実施する再発防止策の実施状況等について、経営会議やコンプライアンス委員会において定期的に報告を受けることで、夫々が着実に履行されていることを検証・確認いたします。また、モニタリングやリスクアセスメントの結果等を踏まえて、更なる高度化の必要性等も継続的に検証してまいります。

③不芳事態の未然防止体制

- ・ 現在行っているモニタリング手法を高度化し、モニタリング対象案件については、案件関係者にモニタリング対象であることを通知するなど、問題事象の未然防止と牽制機能を強化します。また、モニタリングで懸念事象を発見した際は、即座にコンプライアンス部が報告を受け、問題事象の未然防止に努めてまいります。

④異例事態発生時の行内エスカレーション

- ・ 異例事態発生時等において、部内の上司、コンプライアンス・オフィサーや部門内のコンプライアンス統括オフィサーもしくは2線(リスク管理・コンプライアンス担当部署)等に幅広く報告・相談するよう再徹底いたします。

⑤2線による牽制機能の強化

- ・ 金融安定理事会(FSB)が発出しているミスコンダクトに関するツール集等を活用したコンダクトリスク管理のフレームワークの構築や違反事例の未然防止体制の構築等を検討いたします。
- ・ コンプライアンス部における牽制機能強化のために、人員を増強いたします。
- ・ 1線(事業部門等)との円滑なコミュニケーションに向け、WS部門とコンプライアンス部の人材交流を行います。

(2) 顧客情報管理態勢の強化

①個別オプトアウトに関するルール整備等

- ・ 包括同意先から個別の状況共有の停止の申出(個別オプトアウト)があった場合は、

顧客から申出内容等を確認の上で、個別オプトアウトに関する停止報告書を作成し、案件関係者とコンプライアンス部に通知します。コンプライアンス部は、情報管理上の留意点等につき、案件関係者に注意喚起を行います。

- ・ 個別オプトアウトの申出以降は、顧客から同意のある場合を除き、三井住友銀行及びSMBC日興の営業部門間での情報共有を禁止であることを再徹底いたします。

②事後モニタリングの拡充・強化

- ・ 個別オプトアウト先等を事後モニタリングの対象に追加し、モニタリングの結果、課題等が認められた場合は、モニタリング手法の修正や高度化を行います。
- ・ 事後モニタリングの査閲対象拡大と対象抽出するシステム(AIモデル)を高度化いたします。
- ・ モニタリング関連部署の人員を増強し、体制の高度化を進めます。

③法人関係情報管理の厳格化

- ・ 本年6月に改正された「主要行等向けの総合的な監督指針」を踏まえ、「内部者取引管理・法人関係情報管理規則」を踏まえた法人関係情報管理体制の厳格化につき、研修や習熟度確認テスト等により、従業員への定着を図ってまいります。

(3) 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

①役職員の規律意識

- ・ 今回の事態を風化させないために、継続的に勉強会・研修や定例打合せ等を通じて、個別オプトアウトを含めた銀証連携ルールや留意点の再徹底を行います。
- ・ 異例事態(SMBC日興から不適切な働きかけ等)が発生した際の対応として、専門部署や上司への相談を徹底いたします。経営陣に対しても、定期的な研修と注意喚起を実施いたします。

II.SMFG に対する金融庁による報告徴求命令を踏まえた再発防止に向けた取組

(1) 三井住友銀行及びSMBC日興における再発防止策の着実な履行の監督

- ・ 再発防止策の履行についてSMBC日興及び三井住友銀行からの定期的な報告を通じて、再発防止策が着実に履行されていることを検証・確認いたします。

(2) 経営管理態勢の強化

①規律意識の徹底

- ・ 三井住友銀行及びSMBC日興で実施する規律意識の徹底に向けた研修内容や機会の拡充について、グループベースでの実施を進めてまいります。

②子会社の異例事態等を察知する体制

- ・ SMFG に対する協議・報告事項をSMBC日興及び三井住友銀行に再徹底するとともに、両社におけるモニタリングや内部通報制度の有効性についても、定期的に検証を行います。
- ・ 年次で実施しているコンプライアンス・リスクアセスメントを高度化し、子会社における異例事態等を察知する体制を強化いたします。

③子会社を牽制するための機能

- ・ 三井住友銀行及びSMBC日興のコンプライアンス部門における人材交流の促進や、外部からの専門人材の採用等により、SMFGとして証券業務の専門人材を育成・確保いたします。
- ・ 金融安定理事会 (FSB) が発出しているミスコンダクトに関するツール集を活用したグループベースでのコンダクトリスク管理のフレームワークの構築や違反事例の未然防止体制の構築等を検討いたします。

④コンプライアンス部門におけるリソースアセスメントの実施

- ・ 三井住友銀行及びSMBC日興のコンプライアンス部門において、定期的に必要リソースの検証を実施し、SMFGは当該検証結果を踏まえて、必要な機能や人員の手当て等を行います。

(3) 顧客情報管理態勢の強化

①グループ会社間の連携

- ・ 三井住友銀行及びSMBC日興の連携及び相互理解を促進すべく、現行の当社コンプライアンス委員会等に加え、より具体的かつ実務的な情報共有・連携の機会を設置いたします。

(4) 顧客情報管理に係るコンプライアンス意識の醸成

- ①SMBCグループとして重視すべき価値観(カルチャー・強み・理念体系)の再周知・徹底
- ②研修機会の拡充・FG 合同研修等の実施

役員に対する処分について

このたびの銀証ファイアーウォール規制違反事案の責任を重く受け止め、以下の役員に対し、役員報酬の減額を実施します。

頭取 CEO	高島 誠	月額報酬の 20%×3 ヶ月
取締役兼副頭取執行役員	大島 眞彦	月額報酬の 20%×3 ヶ月
その他関係する執行役員 2 名		月額報酬の 20%×3 ヶ月

なお、上記役員のほか、本事案の関係者については、社内規則に従い、厳正な処分を実施いたします。

SMFG の社内処分につきましては、同日付プレスリリース「金融庁による行政処分に基づく報告書提出について」をご参照ください。

以上